

水産土木工事における総合評価落札方式（工事）における自己評価申請書 （様式0）の運用について

令和8年1月から、総合評価落札方式【簡易型Ⅱ（基本型、若手等チャレンジ型）】において、新たに様式0を追加して自己評価申請としたところですが、その審査方法等について下記のとおり運用しますので留意願います。

なお、本運用は令和8年4月1日以降に公告を行うものから適用します。

記

- 1 自己評価申請書（様式0）の対象は簡易型Ⅱ（基本型、若手等チャレンジ型）とする。
- 2 様式0のエクセルファイルを、青森県電子入札システムの添付資料として競争入札参加資格審査申請時にデータで提出する。
- 3 提出後の修正、差し替えは不可とする。
- 4 審査は、自己評価点を最高得点とし、減点方式により行う。
- 5 各評価項目において、申請内容に錯誤があった場合は、過小評価については自己評価点で評価（点数変更なし）し、過大評価については最低点による再評価（0点）とする。
- 6 申請内容を証明する資料が提出されない場合（不備を含む）は最低点による再評価（0点）とする。
- 7 運用ガイドライン（P26）4-6-1「なお、技術提案の内容が発注者の要求要件に対して不明確である等、提案内容の確認が必要な場合には、ヒアリング等を実施し、相互に不明確な部分を解消した上で評価を行う」については、簡易型Ⅱ においては適用しない。